



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 津 玉 高 秀
(コード番号 8023 東証第二部)
問合せ先
取締役 上席執行役員
コーポレート本部長 山 寺 光
(TEL 03-3266-8111)

和解による訴訟の解決および特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、名古屋地方裁判所において係争中でありました、愛知電機株式会社（以下「愛知電機」）から提起された損害賠償請求訴訟（その後、当社より反訴を提起）について、下記のとおり平成 25 年 5 月 7 日に和解が成立し、本日和解調書の送達を受けましたのでお知らせいたします。また、これに伴い特別損失が発生することとなりましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 22 年 8 月 31 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」および平成 22 年 10 月 29 日付「反訴の提起に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、愛知電機から金 4 億 9,580 万 4,203 円（後日請求変更により金 4 億 9,975 万 1,197 円）の損害賠償請求の訴訟が提起され、当社からは金 4 億 5,006 万 5,383 円の報酬請求の反訴を提起しております。

当社は、当社に損害賠償責任はない旨主張、立証するとともに、反訴の正当性を主張、立証してまいりましたが、今般名古屋地方裁判所より和解の勧告があったことを受け、既に訴訟提起より 2 年以上経過しており、今後訴訟が継続した場合にかかるコスト等の負担を総合的に検討した結果、和解に応ずることといたしました。

2. 和解の相手方

- (1) 名 称：愛知電機株式会社
- (2) 所 在 地：愛知県春日井市愛知町 1 番地
- (3) 代表者氏名：代表取締役 山 田 功

3. 和解の内容

- (1) 当社が愛知電機に対し、解決金として 64 百万円を支払うことにより、愛知電機はその余の本訴請求を放棄する。
- (2) 当社は反訴請求を放棄する。

4. 今後の見通し

今回の和解費用については、平成 25 年 3 月期の特別損失として計上する予定であります。平成 25 年 3 月期業績に与える影響につきましては、現在精査中でありますので、業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

以 上